

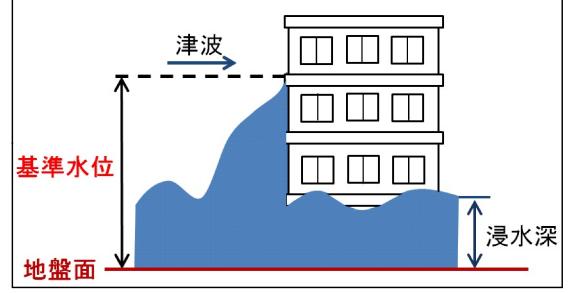
【留意事項】

35条に基づく重要事項の説明の対象とな ります。

【基準水位】

「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時におけ る避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。

「基準水位」は、津波浸水想定に定 による津波の水位の上昇を考慮して必要 と認められる値を加えて定める水位であ り、地盤面からの高さ(m単位)で表示し

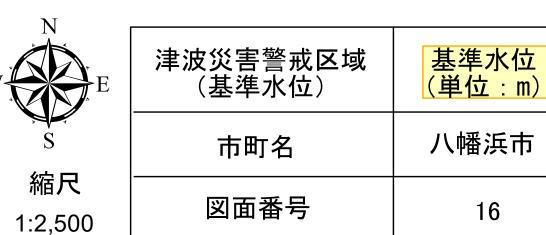


【地形(標高)データ】 〇 基準水位の算出に用いた「地形(標 高) データ」は、平成25年度公表の津波 浸水想定図作成時に使用した地形である ため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

【背景地図】

この地図の作成に当たっては、八幡 浜市長の承認を得て、同市発行の1/2,500 DMデータ (八幡浜市都市計画図、保内町 都市計画図)を使用しました。

(承認番号 八建第71号) 道路や建物などが現況と異なっている場 合があります。



				m
0	50	100	200	300

16